

議案第95号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「及び」を「又は」に、「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。